

ビッグデータと税制を考える

中央大学 法科大学院 教授 森信 茂樹
東京財団 上席研究員

ビッグデータの時代である。「ビッグデータの正体」(著者ショーンベルガーなど 講談社)によると、これにより世の中の見方も社会のあり方も大きく変わるといふ。原因と結果を求める「因果関係」という古い体質から、一方が変化すれば他方も変化するという関係、つまり「相関関係」が重要になる。「膨大な電子カルテのデータから、オレンジジュースとアスピリンの組み合わせで癌が治ることが言えるなら、正確な理由はどうあれ、この組み合わせが癌に効くという事実の方がはるかに重要となる」のである。

そのビッグデータを独占することが国際的に問題となっている。グーグル、アマゾン、フェイスブックなどの米系IT企業は、日々われわれの個人データの集積に励み、それを様々なビジネスに独占的に使用している。これに対し欧州委員会は、EU競争法を武器にグーグルに巨額の制裁金を課してけん制している。わが国の公正取引委員会も、ビッグデータが新たな経営資源ということで、不当なデータ独占や囲い込みに対して、独占禁止法の適用を辞さない構えを見せている。

米国巨大IT企業の独占するビッグデータにチャレンジする動きは、税の世界にも見受

けられる。OECD租税委員会では、電子経済の下では、物理的拠点を経ずにインターネットを通じて国境を越える各種サービスの提供が可能になるので、十分な課税が行えないことが数年来大きな議論となってきた。

アマゾン为例にとると、米国アマゾン社は、わが国の千葉県に、100%子会社のアマゾンジャパン合同会社(現在)という巨大な配送センター(倉庫)を持ち、日本人相手のネット通販ビジネスを行っている。OECDの国際課税原則やそれを基にした日米租税条約では、「倉庫はPE(課税のとっかかりとなる物理的拠点で、恒久的施設という)には当たらない」とされているので、米国アマゾン社が日本で得る事業所得は、基本的にわが国では課税されないということになる。東京国税局は場所PEとして課税したが日米相互協議となり2010年9月に合意、内容は不明だが、わが国にはほとんど法人税を納付していないといわれている。

このような課税の状況は、ドイツ、フランスなどでも同様で、OECDでもやり玉に挙げられた。ここへの課税が適正・公平でなければ、税負担の問題だけでなく、競合企業(例えばアマゾンと楽天)とのイコールフットイング

(競争条件)の問題が生じる。

これはいかにも不合理ではないか、ということ、OECDで議論されてきたが、どうすべきか具体的な対策となると、考え方はまとまらない。

ただ、ビッグデータこそ経済価値・経営資源であるという認識については、おおむねコンセンサスが得られている。デジタル経済の下で、価値を生み出すのは特許権や商標権、ビジネスモデルなどの無形資産であり、その基礎となるのはビッグデータである。エコノミスト誌は、ビッグデータを、石油の埋蔵量と表現しているが、的をついている。電子サービス取引によって収集されたビッグデータの価値を、課税上どう認識し、各国にどう割り振るのか、これが今後の課題である。

その際のキーワードとして、Nexus、あるいはSignificant Economic Presenceという概念が使われては始めている。「顧客との取引がウェブ上で完結するビジネスモデルで、一国で収集されたデータ量等があり、そのデータを定期的かつシステムティックに収集している場合」には、その国は課税権を有しているとみなしてはどうか、という考え方である。ビッグデータの価値が販売や売上と結びついていると考えるので、法人所得課税というより、消費課税の一種とも考えられる。

データ・エコノミーは大きく経済の価値を変えた。これからはビッグデータを持つ者が経済の覇権を握ることは確かである。税との攻防が始まる。